

令和 3 年度 8 月 補正 予算案
(8 月 27 日提案分)

主要事項説明資料

商工労働観光部

主要事項説明資料目次

商工労働観光部

頁	事 業 名	担当室・課
1	新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費	危機管理監付 産業労働総務課

令和3年度8月補正予算案主要事項説明

危機管理部
商工労働観光部

事業名	新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費		新規・継続の別		継続	
	予 算 額	14,677,000千円	国 庫	起 債	その他	一般財源
		14,677,000	—	—	—	—
事業内容 〔目的〕 〔対象〕 〔方法等〕	1 趣 旨 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、休業や営業時間短縮要請に協力いただいた事業者に対する協力金や、酒類販売事業者への支援金を支給するとともに、府域全域での見回りを実施					
	2 事業内容 (1) 休業や営業時間短縮の要請に協力いただいた事業者に対する協力金					
		①飲食店等		②大規模施設等		
	区域・期間	京都府全域 8月20日(金)～9月12日(日)【24日間】				
	対象施設	【飲食店】 飲食店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)(※1) 【遊興施設等】 接待を伴う飲食店等(※1) 【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む) ※1 食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗		【大規模施設】 特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請に応じた建築物の床面積の合計が1,000㎡超の施設 【テナント】 大規模施設の一部を賃借することにより当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食店以外の事業を営む事業所等		
	要請内容	午前5時～午後8時の間の営業(酒類又はカラオケ設備を提供する場合は施設の休止)		午前5時～午後8時の間の営業(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。)		
協力金額(※2)	1 施設(店舗)1日あたり ●売上高方式(中小企業) 前(々)年度の1日あたり売上高(A)が、 10万円以下:4万円 10～25万円:A×0.4 25万円以上:10万円 ●売上高減少額方式(大企業等) 売上高減少額×0.4(上限20万円)		●大規模施設 要請に対応した面積1,000㎡毎に20万円/日・施設 ●テナント 要請に対応した面積100㎡毎に2万円/日・店舗 (上記に基づき算出した額に短縮した時間/本来の営業時間)を乗じた額)			
	※2 定休日等の店休日を除き、休業・時短要請に対応した日数に応じて支給					
	(2) 緊急事態措置期間中の見回り 緊急事態措置を実施する期間中、府域全域の飲食店等に対して、施設の休止、営業時間の短縮等に係る協力状況等についての見回りや啓発活動を実施					
	(3) 酒類販売事業者への支援金 酒類の提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者への支援金について、月間売上額が前年(前々年)同月比で50%以上減少している事業者に対して給付					
担当課 担当名	(1) (3)産業労働総務課 企画調整係 (2) 危機管理監付 企画参事	課・担当電話番号		075-414-4819 075-414-5594		